

平成26年第8回茂原市教育委員会会議（7月定例会）日程

7月22日（火）15：00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 平成27年度使用教科用図書の採択について

（報告事項）

1 平成26年第9回（8月定例会）、平成26年第10回（9月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

2 地方教育行政法の改正について

3 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

**★(会議結果) 議決事項について、議案第1号は原案どおり可決されました。**

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成26年第8回（定例会）

- 1 期日 平成26年7月22日（火）  
開会 午後3時00分  
閉会 午後3時37分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員  
委員長 足立 俊夫  
委員長職務代理者 鎌田 俊郎  
委員 齋藤 晟  
委員 鈴木 一代  
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員  
教育部長 鈴木 健一  
教育部次長（教育総務課長） 藤乗 裕喜  
学校教育課長 宮本 昌典  
生涯学習課長 高中 正典  
体育課長 大和久義照  
中央公民館長 白井 守  
美術館・郷土資料館長 津田 芳男  
教育総務課長補佐 中村 一之
- 5 署名人の指定  
委員 齋藤 晟  
委員 古谷 一雄

- 足立委員長 : 平成26年第8回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。  
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。  
本日の会議録署名人は、齋藤委員と古谷教育長にお願いいたします。  
これより会議事項に入ります。  
本日は、議案が1件となっております。  
議案第1号「平成27年度使用教科用図書の採択について」を議題としますが、本件は8月末まで非公開となっておりますので、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。
- 各委員 : 異議なし。  
足立委員長 : 議案第1号につきましては、非公開とし、秘密会とすることに決定しました。  
関係者以外の退席をお願い致します。
- 《関係者以外退席》
- 足立委員長 : 以上で秘密会は終了します。

《 関係者以外の入室 》

続きまして、報告事項に入ります。報告事項の1「平成26年第9回（8月定例会）、平成26年第10回（9月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」の説明をお願いいたします。

藤乗教育部次長 : 平成26年第9回教育委員会会議（8月定例会）の日程でございますが、8月21日（木）15時から、また、第10回教育委員会会議（9月定例会）につきましては、9月25日（木）15時からいずれも市役所庁舎9階の会議室で行いたいと思います。

足立委員長 : よろしいでしょうか。

各委員 : はい。

足立委員長 : 日程につきましては、そのようにお願いします。

次に、報告事項の2「地方教育行政法の改正について」の説明をお願いします。

藤乗教育部次長 : 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律案の概要を説明させていただきます。

報告事項2の資料「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要」をご覧ください。

まず、今回の改正の趣旨ですが、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う」というものです。

次に改正の概要ですが、大きく分けて4点あります。

一つ目は、「教育行政の責任の明確化」です。

内容については、

- ・ 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- ・ 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- ・ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- ・ 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- ・ 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
- ・ また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

二つ目は、「総合教育会議の設置、大綱の策定」を行うというものです。

- ・ 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- ・ 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）

なお、大綱の具体的な内容につきましては、今後の説明会等で明らかになった際にご説明をさせていただきます。

- ・ 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

三つ目は、「国の地方公共団体への関与の見直し」を行うというものです。

- ・ いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

四つ目として、その他の改正の要点を申し上げます。

- ・ 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。(1条の4⑦、14条⑨関係)
- ・ 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。(附則2条関係)  
これを茂原市の例で考えると、現教育長の任期は平成28年6月29日までであることから、任期までは従前どおりの権限で教育長として在職いたします。また教育委員長は、教育長の任期が切れる平成28年6月29日までは、従来どおり教育委員会での選挙により選出することとなります。
- ・ 政治的中立性・継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。  
以上が改正の概要でございます。今後8月19日(国主催)と9月12日(県主催)の説明会が予定されていますので、詳細が明らかになりましたら、再度委員会でご説明をいたします。

足立委員長 : 大枠を説明していただきましたが、これにつきましてご質問ご意見ございますか。

齋藤委員 : 現行の教育委員会制度、一番大切にしているところは、私はレイマンコントロールだと思います。いわゆる政治的中立性・継続性・安定性。それを自衛隊のシビリアンコントロールと同じようにレイマンでコントロールするというのが基本的なものの考え方だと思います。今回それが危うくなっているというのが色々ところで感じられます。例えば、Q&Aの2番目のところなんですが、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりですと書いてあります。もしこれが従来通りなら改革の意味は無いですよ。ところが、Q&Aの4あるいは7でもって、首長と教育委員会で調整がついたと出てくるんですね。調整がつかない場合はどうするんですか。いかがでしょうか。

最終的には首長ですよ。3ページに出ていますが、法的には教育委員会の反対があっても、首長が大綱を策定できる。ただし、最終的に執行する権限は教育委員会にあると。よく意味が分からないんですよ。

藤乗教育部次長 : 大綱を策定する際に首長が入って、教育委員会で協議して決めるということになっていますので、出来る限りは教育委員会と首長との話し合いの中で決定する。ただ、あくまでも首長が独断的に大綱を策定してしまうという恐れがあった時のストッパーとして、最終的に執行する権限は教育委員会にあるんだと理解しております。

鈴木教育部長 : 教育委員会の中立性ですかそういうものは全て行政委員会ですので、第1条件として保証しますと。あくまでも教育委員会は教育委員会として、今までどおりにやってくださいと。ただ、大綱を作るに当たりましては、首長を含めた総合教育会議というものを作って、そこで協議して、色々なことをまとめたものを教育委員会が実践していただきたいという考え方で進んで行くという流れだと思うんですが、それを明確に突き詰めていくと矛盾があるように感じるんですが、ただ、流れ的には教育委員会は教育委員会としてちゃんとやっていきなさいというところは担保しますと。

大綱を作るに当たっては、今まで教育委員会にお任せだったものを市町村長が入って市の考え方を示した流れの中で、そういう大綱を示していきましようというところは新しい制度として首長の権限の強化を図ったというところで、バランスをうまくシビリアンコントロールを取っていただいて、運営されていくものだと理解しております。

齋藤委員 : これは、分かりづらいですよ。一番最初に言ったんだけど、国がこっち向いて、教育がむこう向いてではまずいじゃないかというのが基本的にあるんですよ。下村さんが言ったけれど、今回の教育改革の本音は、郷土を愛する子どもを作るんだと、これが本音なんですよ。だからこういうものが出て来たんだと思うんですが、これは、ハッキリした答えが出てないんですよ。困ると思いますよ。

足立委員長 : 実際、教育長と教育委員長のところも非常にあいまいで、教育長の任期が終わるまで今までどおりってことは、みんなバラバラに動く訳ですよ。

- やるならやるで4月1日からやればいいのか、よく分からないというのがあります。
- 古谷教育長 : 齋藤委員がおっしゃることはよく分かります。ただ、ここで一番問題なのは、首長が言ったことは絶対的なものになっていますよね。教育委員会として、どれだけ首長を説得できるのか、説明できるのかということにかかっているんじゃないかと思っております。その辺がこちらの研修とか勉強とかをしっかりと、それで首長へ働きかけをします。だから、首長に引っ張られてしまうということではなくて、それだけ主体性をもってやっていくということが必要だと思います。結局、独断的な首長が出れば、そうなってしまう可能性もありますよね。
- 齋藤委員 : あと一つ、責任の所在を明確にするという意味合いも含まれていると思うんですよ。そうなった時に、最終的に責任の所在はどういうところに行くんですか。
- 鈴木教育部長 : あくまでも教育行政を執行するのは教育委員会というかたちで考えておりますので、教育委員会が行政委員会として主体的に教育を進めていくというかたちの流れをもっておりますので、今度教育委員長と教育長の職責を1つにした新教育長というものができますので、基本的にはその新教育長が最終的な責任者になって進んで行くものと私は理解しております。
- 色々な話があるんですが、この教育委員会改革の発端は滋賀県のいじめの問題と橋本さんの問題とその辺のところが大きな問題として取り上げられた中で、審議会で審議されてこういう形になったという経緯があると思うので、これは自民党と公明党と色々な政党の中間的な色になってきたので分かりづらくなっているんですが、基本的な話としてはあくまでも教育行政をつかさどるのは政治的に中立な教育委員会が行政委員会として、教育を進めていくんだというところは間違いなく揺るがないものだと思っております。
- 鎌田委員 : 責任の所在については齋藤委員さんが話されておりましたが、私は今のままでは責任の所在が本当に分かりません。本格的に責任を取るならそれなりの権限も持っていないと責任は取れないと思います。今の教育長が責任を取る方が、私はハッキリしていいと思います。それぐらいの覚悟を持って教育長はやっていると思います。やはり責任の所在は現時点では教育長がとるべきだと感じていますので、このように法改正されるのは非常にいいことだと思っておりました。首長が会議に入るということで何かの時には話が早く通じるようになるなど良い面もあると思います。
- 齋藤委員 : 良い面を引き出していかないといけないですよ。
- 足立委員長 : 単純に組織上の問題なんですけど、28年6月29日までは現教育長さんは教育委員なんです。
- 鈴木教育部長 : はい。経過措置ですね。
- 齋藤委員 : 責任の所在って言うけれど、私は今までの責任の所在のあり方、いわゆる形骸化と責任の所在というのが問題になってきたけれども、形骸化はこれをもってだいたい解消されると思うけれども、責任の所在がいまいちハッキリしないだけけれども。責任の所在は今までどおり教育委員長が受けるのが一番いいと思うんですよ。委員長は代わりがいますよ。教育長や首長は代わりがないんですよ。すぐには見つかりません。
- 足立委員長 : まだ正式ではないですよ。完全に決まるのは、いつになるのか分からないけれども、今年中には何とかかなりそうなんです。正式に完全な文章になるのは。
- 鈴木教育部長 : 平成27年4月1日から施行となっておりますので、3月31日までには明確になると認識しております。
- 足立委員長 : 他にこの件についてご質問ございますか。無いようですね。その他、報告事項ございますか。ございませんか。
- 鈴木教育部長 : では、急で申し訳ないんですが、耐震工事の進捗状況分かりますか。
- 鈴木教育部長 : 平成26年度耐震補強工事をしているのは、9校15棟です。体育館で言いますと、茂原小学校と本納中学校、本納小学校の体育館については、大規模改修を伴う工事をやっております。残りの校舎につきましては、大

規模改修を伴って改修工事をやっているのは、中の島小学校と本納中学校です。それ以外は基本的に耐震工事に特化して工事を実施していますが、トイレ系統や受水槽の取り払いだとかいくつか限られた工事はしていません。時期がズレるところもあるんですが、基本的に3月までには9校15棟全て完了する予定です。

夏休み中に大きな音が出る工事を完了しなければならない関係で、集中的に工事をやるカリキュラムは組んであります。9月から学校の授業が始まりますが、授業が始まった時も当然耐震工事をやっている学校は多数あります。今年度については学校に多大なるご迷惑を掛けることは事実なんですが、耐震を平成27年度末までに全て完了するためには、越えなければならないハードルだと理解しておりますので、学校、校長、教頭以下教員の方々にもその辺のところを十分にご理解していただいて、協力しながら出来るだけ早く完了したいと思っています。幸い今年は梅雨があまり永くなかったので、工事は今のところ順調に進んでいると聞いております。

このまま順調にいけば、来年度工事を5校9棟で実施し、27年度末までには耐震の必要な30棟の工事は全部完了することとなります。

今体育館ですと、ほとんど骨組みだけになっている状態です。校舎の耐震については、足場を組んでかなり大規模に基礎工事をやっている状況でございます。かなり音が出ているというのが事実としてあるんですが、この夏休みに集中工事という形でご理解いただければと考えております。

足立委員長 : 来年度も無事入札が成立して、工事が始まればよろしいんじゃないかと思っていますところ。他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして第8回教育委員会会議を閉会と致します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年8月21日

委員長 足立 俊夫

署名委員 齋藤 晟

署名委員 古谷 一雄